

官報

号外 昭和四十年三月五日

第四十八回 衆議院會議録 第十四号

昭和四十年三月五日(金曜日)

議事日程 第十二号

昭和四十年三月五日

午後二時開議

第一 航空機工業振興法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 航空機工業振興法の一部を改正する法律案(内閣提出)

港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

新東京国際空港公団法案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

午後二時十三分開議

○議長(船田中君) これより会議を開きます。

日程第一 航空機工業振興法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(船田中君) 日程第一、航空機工業振興法の一部を改正する法律案を議題といたします。

航空機工業振興法の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

昭和四十年一月二十七日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

航空機工業振興法の一部を改正する法律案

航空機工業振興法(昭和三十三年法律第百五十五号)の一部を次のように改正する。

第二十三条ただし書中「二倍」を「十倍」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

日本航空機製造株式会社の業務運営の実情にかんがみ、同社の社債発行限度の特例について、その倍率を引き上げる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。商工委員長内田常雄君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔内田常雄君登壇〕

○内田常雄君 ただいま議題となりました航空機工業振興法の一部を改正する法律案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を簡単に御報告申し上げます。

現行法は、航空機工業の振興をはかるため諸般の事項を規定したものでございますが、日本航空機製造株式会社は、この法律に基づいて昭和三十四年に設立され、戦後初めての国産中型輸送機YS-11の設計、試作に成功して、近く本格的な量産、販売に入る段階となっております。

本会社は、これがための量産資金の大部分は政府保証の社債によって調達せざるを得ないのであります。現行法で定められた社債発行限度ではすでに発行余力に乏しく、今後の資金調達が困難となりますので、この際、本会社の社債発行限度を、商法による一般限度の十倍に引き上げること

を内容として、本改正案が提出されたものであります。

本案は、当委員会に付託されて以来、政府当局に対する質疑、参考人の意見を聞くなど、審査を重ねました後、二月二日に至り全会一致をもって可決すべきものと決しました。

なお、本案に対しましては、YS-11の国内需要の確保と輸出促進の諸条件について、政府が十分配慮すべき旨の附帯決議を付しました。右、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(船田中君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○海部俊樹君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

この際、内閣提出、港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(船田中君) 海部俊樹君の動議に御異議ありませんか。

昭和四十年三月五日 衆議院會議第十四号 港灣整備緊急措置法の一部を改正する法律案 新東京国際空港公団法案についての松浦運輸大臣の趣旨説明 二四〇

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

港灣整備緊急措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

港灣整備緊急措置法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和四十年一月三十日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

港灣整備緊急措置法の一部を改正する法律案

港灣整備緊急措置法(昭和三十六年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「昭和三十六年度」を「昭和四十年」に改める。

附則 (施行期日) 1 この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。

2 港灣整備特別会計法の一部改正(十五号)の一部を次のように改正する。

附則中第十四項を第十五項とし、第十三項を第十四項とし、第十二項を第十三項とし、第十四項の次に次の一項を加える。

港灣整備緊急措置法の一部を改正する法律案(昭和四十年法律第 号)による改正前の港灣整備緊急措置法第三条に規定する港灣整備五箇年計画に係る港灣整備事業で国が施行したものは、第一條第一項に規定する港灣整備事業で国が施行するものに含まれるものとする。

12 港灣整備緊急措置法の一部を改正する法律案(昭和四十年法律第 号)による改正前の港灣整備緊急措置法第三条に規定する港灣整備五箇年計画に係る港灣整備事業で国が施行したものは、第一條第一項に規定する港灣整備事業で国が施行するものに含まれるものとする。

理由 港灣整備事業の緊急かつ計画的な実施を促進して経済基盤の強化を図るため、昭和四十年度を初年度とする新港灣整備五箇年計画を策定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

理由

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。運輸委員長長谷川峻君。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔長谷川峻君登壇〕

○長谷川峻君 たいだいま議題となりました港灣整備緊急措置法の一部を改正する法律案について、運輸委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

現行法は、昭和三十六年度を初年度とする港灣整備五カ年計画を策定し、これに基づいて港灣整備の促進をはかったものであります。近年、わが国経済の高度成長に伴いまして、港灣取り扱い貨物量は、すでに昭和三十八年において、最終年次である昭和四十年の推定港灣取り扱い貨物量を上回るに至つたのであります。また、新産業都市の建設等、地域開発諸施策の積極的推進、船型の大型化及び航行船舶のふくそうに伴う海難防止の要請等、新たな情勢が生じてまいつたのであります。

かような事態に対応いたしまして、本案は、新たな構想のもとに、昭和四十年度を初年度とする港灣整備五カ年計画を作成し、閣議の決定を求めた上、これによつて港灣の整備をさらに促進しようとするものであります。

本案は、一月三十日日本委員会に付託され、二月五日政府より提案理由の説明を聴取し、自來、慎重審査を行ないました。その内容は会議録によつて御承知願います。

かくて、本日、討論を省略し、採決の結果、本案は全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。(拍手)

○議長(船田中君) 採決いたしました。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

新東京国際空港公団法案(内閣提出)の趣旨説明

説明

○議長(船田中君) 議院運営委員会の決定により、内閣提出、新東京国際空港公団法案の趣旨の説明を求めます。運輸大臣松浦周太郎君。

〔國務大臣松浦周太郎君登壇〕

○國務大臣(松浦周太郎君) 新東京国際空港公団法案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

最近におけるわが国経済の目ざましい発展に伴い、航空輸送需要は、国際線、国内線ともに激増の一途をたどりつつあります。現東京国際空港も、昭和四十五年ごろには、その能力の限界に達するものと予想されるのであります。加ふるに、近時の科学技術の発展に伴う航空機の進歩は著しく、現在開発途上にある超音速旅客機も、早晩実用化されることは明白であります。現東京国際空港においては、これが受け入れは不可能と考えられるのであります。欧米主要国におきましても、超音速旅客機の出現に対処すべく、すでに新たな大空港の建設計画を立て、あるいはこれを実施に移しつつあります。このような現東京国際空港の量的及び質的な行き詰まりを打開し、あわせて、わが国の国際航空における要衝としての地位を保持していくため、東京都の周辺に、新東京国際空港を早急に整備することが強く要望されてい

るのであります。

従来、国際空港の整備は、政府が直轄事業として行なってきたところであり、新東京国際空港の建設は、きわめて大規模な事業であり、しかも急を要するものでありますので、政府といたしましては、かねて、これを円滑かつ効率的に行なうため、別個の組織を設けて、専心この事業に当たらせることを考慮いたしておりましたところ、航空審議会からも同様の趣旨の建議がありましたので、その趣旨をも尊重し、具体策について検討いたしました結果、新東京国際空港の建設及び経営については、公団方式を採用し、その建設段階から一貫した責任体制のもとに強力にこれを推進すべきであるとの結論に達し、この法案を提出した次第であります。

この法案の内容は、政府の出資により、新東京国際空港公団を設立し、新東京国際空港の設置及び管理を効率的に行なわせることにより、航空輸送の円滑化をはかり、もって航空の総合的な発達に資するとともに、わが国の国際的地位の向上に寄与せんとするものであります。

以上がこの法案の趣旨でございます。(拍手)

新東京国際空港公団法案(内閣提出)の趣旨

説明に対する質疑

○議長(船田中君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。これを許します。小川三男君。

「小川三男君登壇」

○小川三男君 私、日本社会党を代表して、ただいま提案されました新東京国際空港公団法案について、首相並びに関係閣僚の所信をただしたいと存じます。(拍手)

まず第一に、私は、政府の交通政策並びに航空政策の基本について質問いたします。

政府は、さきの所得増進計画の中で、交通機関の利用者たる国民の立場に立って、将来の交通体系の構造的発展を促進する投資政策がとられるべきであることを公約し、特に佐藤首相は、人間尊重とひずみの是正とを政策の基本として宣伝してきました。しかしながら、交通の現状は、この政府の基本方針にもかかわらず、悪化の一途をたどっており、都市を中心とした交通政策一つを取り上げてみても、政府の宣伝とはきわめて食い違っており、通勤ラッシュの交通難は著しく悪化しております。私は、運輸大臣に、人間尊重の具体的交通政策はいかにあるべきかをお尋ねしたい。(拍手)

また、政府の航空政策は、みずからも認めているように、わが国の国際航空が、市場条件に恵まれているにもかかわらず、非常に立ちおくれしており、これを克服するまでに至っていない。さきの二度にわたる政府の日米不平等航空協定の改定交渉は、結果的に見れば、一九六一年のワシントン交渉においても、昨年の交渉においても、強い調子の国内向け宣伝とは逆に、きわめて弱腰であ

り、後退の連続ではなかったか。たとえば現行の中部太平洋路線の制限さえ逆に要求されている事実があるが、首相はさきのジョンソンとの会談において、これに反対し日米不平等航空協定の即時改定を要求してこられたのか、また、政府は本国会後に予定されている日米経済委員会でのこの問題を解決しようとする意思があるのか、また、国際線の運営にあたって、かつての商船隊にかわる国威のデモンストレーションの手段として、採算を無視しても路線拡張に乗り出していくのか、それとも、採算に合う範囲でこじんまりとやっていくのか、それすら政府の方針がきまっていないのではないかと。

さらに、政府の国内航空政策は、大臣がかかるたびにネコの目のように変わるもので、三、四年先を見越した事業計画すら立てられないと航空事業者が言っているが、運輸大臣は航空界のこの疑問に対してどう答えられるのか。

以上は政策の基本問題であるので、あえて総理の明確な答えを要求したい。

私の第二の質問は、日本の航空の実態についてであります。

よく、日本の空は日本のものではないといわれられております。論より証拠、東京上空の航空管制図がごらんになっていただきたい。特に松浦運輸大臣は東京上空の管制図をごらんになったではありませんか。東京上空のひずみが日米安保条約に基づくものであることはあまりにも明白な事実であります。航空審議会が、第二国際空港の第一候補

地を千葉県の富里・八街地区とする根拠は、運輸大臣も予算委員会において明らかにしているように、この東京上空の航空管制図の中に示されております。第二空港問題は、空の問題が第一条件であって、陸上の問題は二次的条件でしかないといわざるを得ないのではないかと。この東京上空のひずみをいかに解消しようとしているのか。政府は、東京周辺の米軍航空基地を日本の国際航空政策を妨げない地点に移転させるか、またはその返還を要求する意思はないか。

私の第三の質問は、この法案を政府が提出するに至った経過についてであります。

すでに航空審議会の答申が出されてから相当な日時を経過し、三十九年度は一億円の予算を計上して調査活動を行なってきたにもかかわらず、いまだもって候補地がきまっていないということは、閣内の意見の一致を見ないからだと考えられる。この点、所管大臣である松浦運輸大臣にお尋ねしたい。

また、今日までの政府部内の討議の中で、河野国務相の意見が非常に注目されており、この際河野国務大臣の考え方を明らかにしてもらいたい。(拍手)

一休、政府部内で候補地決定についての権限はだれが持っているのか。

航空審議会の答申は、第一に、航空管制、特に安保条約下における米軍基地との関係、第二に、航空技術の飛躍的發展に伴う新国際空港建設の諸条件整備であった。第一の点については前段の質

問に含まれておりますので、第二の点についての調査結果を具体的に説明してもらいたい。特に、この新東京国際空港公団は、羽田空港や大阪国際空港の経験を踏まえて、いかなる基本計画に基づいて設けられるのか、いかにして新東京空港公団は公害や事故から住民を守り人間を尊重する役割りを果たさそうとするのか、いかなる航空管理体制制の中に位置づけられているのか、それぞれ明確にお答えを願いたい。

第二国際空港の建設は必要であり、これが日本の平和と生活向上を保障する限りにおいて重要な政策課題であるが、しかし、第二国際空港の建設ということは、われわれにとって、国家の航空政策の具体的なあらわれであり、これが単に新国際空港をもう一つ建設するにとどまらず、今後十年、二十年間の空の交通政策の基準をつくり出すものであり、現状の航空管理体系と諸設備、諸条件を全面的に再編成するものであることを意味しているであります。

いま、東京の航空管制が危険な状態にあり、航空機の事故が続発し、その上、空港の要員が不足しているやまに、それらに対する何らの解決策を示さぬまま、政府が施策の重点を他にそらすこととは、断じて許されぬ。政府は将来の空の交通形態についていかなる展望を持っておられるのか。たとえば、佐藤総理の社会開発懇談会の一員である丹下健三氏の東京を救う唯一のプランや、産業計画会議のネオ東京プランなどについていかなる關心を持っておられるのか。さらに、それらの諸計

画と第二国際空港建設との関連をどのように理解しているのか。政府がだれの目にも理解し得る明確な基本方針に沿って前向きに公団設置を考慮することなく、何ら基本的観点がないままに、予算措置のためにのみ公団法を提案するのは、断じて許されない行為である。(拍手)したがって、政府の基本的観点が航空審議会の答申をめぐっていかに具体的に進められてきたかを明らかにする必要が

最後に私がただしておきたいことは、政治の本姿勢に関連しての問題であります。すなわち、総理が政治の基本を人間尊重に置き、農相は、農業の健全経営について繰り返して強調してきているが、航空審議会答申の第一候補地に目ざされてきた富里・八街地区が、千葉県で一、二位を占める農業生産性を持ち、農民の営農意識が非常に強く、しかも空港の設置に絶対反対を明らかにしている今日、政府が土地補償をたてに作業を進めることは、政府みずからの農業政策と矛盾するばかりでなく、農民の意思を根底から踏みしめるものであり、断じて許されない。むしろ、航空審議会答申中の第一課題である東京上空の航空管理体制の問題を解決した後に候補地の決定がなされるべきであり、さらにその後において公団設置が提案されるべきである。政府のつとめた今回の場当たり的な公団法案の提出措置は、まさに本末転倒もはなはだしい。

私は、本法案審議にあたって、ただいま指摘した前提諸条件を政策的に明示することを強く要求

して、私の質問を終わります。(拍手)
 ○議長(船中君) 内閣総理大臣の答弁は適当な機会に願うことといたします。

〔国務大臣松浦周太郎君登壇〕
 ○国務大臣(松浦周太郎君) 第一の御質問は、日米交渉はどうかということとあります。米交渉はどうかということであり、日米航空協定は、三十六年以來二回にわたって行ないました。第三回目は昨年の夏から行なったのでありますが、現在休会になっております。しかし、いまは武内大使をして下交渉を進めておりましたが、近く本交渉に入る予定であります。こ

れだけはどんな困難を克服いたしましても、大西洋を横断いたしまして世界一周の航空路を獲得すべく努力いたす決意であります。(拍手)
 さらに、航空基本方針は一体どうかというお話でございますが、これは言うまでもなく、今日の交通の基本政策は、国際収支の改善、あるいは国際間の経済、文化の交流、あるいは産業基盤の強化拡充、社会開発の推進をはかるために、陸海空の交通機関の完備がますます必要になっておりますから、その輸送力増強の一環としてこの国際航空の基本的なものを立てておるのであります。特に考えなければならぬことは、最近の航空輸送については、国際的に旅行する人はもう船を使わずして全部航空機によっております。でございますから、この現状にかんがみましても、わが国の経済の発展を考えましても、この国際航空を盛んにすることは基本的な考え方でございます。この運営に当たっておるのは、日本航空株式

以上、答弁いたします。(拍手)

会社が自主的に運営に当たっておるのでありまして、これを援助、助成していつておるのが現在の状況でございます。国内におけるローカル線に對しましても、今後需要の増加に対応するために適切な輸送力の増強をはかるとともに、業界の秩序を保持しつつ健全な発展を期することといたしたい。

なお、安全の確保は、人間尊重の精神から見ても、交通政策の上から見ても、その実現につきましては格段の注意を払っておる次第でございます。さらに農民の反対をどうするかということでございますが、御指摘のように、富里地区は千葉県内におきましても相当有力な農地でございますから、これに対する補償は、他に転業するなりあるいは農業の構造改善を他に行つて行なうことができるように、十分に話し合いをして円満に解決をつけて、一日も早く基地をつくる考えでございます。またもう一つは、ただいまの御質問中、用地のきまらないのに公団は早いじゃないかというお話でございますが、用地は、本法律案の第二条にありまますように、本法律ができました、そして政令を出さなければ用地を買うことができません。したがって、この法律を早くひとつ満場一致で議決していただきまして、その上に用地の選定を早急にして、そうして少なくとも今年中に用地を獲得して着手したい、かように思っております。

以上、答弁いたします。(拍手)

〔國務大臣河野一郎君登壇〕

○國務大臣(河野一郎君) 提案理由の御説明にありました点と、ただいま運輸大臣からお答えになりました点で、大体私に対する御質問は、ただ、閣内に意見がいろいろあるじゃないかという一点だけのように心得ます。

御承知のように、これだけの大きな新しい飛行場をつくるということになりますし、将来の航空に関する基本がここから出発するということとは、ただいまお話のとおりであります。したがって、政府といたしましては、関係閣僚がそれぞれの立場におきまして最も熱心に強く意見を主張されます。したがって、いろいろな立場から申されます意見が一致しない点があることは当然でございます。それをいかに調整するかというところに、私お預かりいたしておりますこの関係閣僚懇談会があるわけでございまして、この関係閣僚懇談会におきましては、主管省たる運輸省の言われますこととを十分尊重しつつ、他の省の意見等を調整いたしましたのでございまして、すみやかに決定したい、こう考えておるのでございまして、できるだけ早い機会に候補地の決定をいたして、そうしてこの飛行場が完成するように協力いたしたい、こう考えておる次第でございます。(拍手)

○議長(船田中君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(船田中君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時四十一分散会

出席國務大臣

運輸大臣 松浦周太郎君
國務大臣 河野一郎君

出席政府委員

通商産業政務次官 岡崎 英城君
運輸大臣官房長 堀 武夫君
運輸省航空局長 橋内 一彦君

○朗読を省略した議長の報告

(政府委員承認)

一、去る三日、船田議長は、佐藤内閣総理大臣申出の、次の者を第四十八回国会政府委員に任命することを承認した。

(政府委員任命)

人事官 島田 巽
一、去る三日、佐藤内閣総理大臣から船田議長宛、

三日議長において承認した島田巽を同日第四十八回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(常任委員辞任)

一、去る三日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

大蔵委員

小山 省二君 佐々木良作君
中會根康弘君 玉置 一徳君

建設委員

中會根康弘君 竹本 孫一君
佐々木良作君 小山 省二君

予算委員

小林 進君
一、昨日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

農林水産委員

下 部 政巳君 佐々木更三君
通信委員 佐々木更三君

建設委員

佐々木更三君 下 部 政巳君
佐々木良作君 玉置 一徳君

予算委員

高田 富之君 玉置 一徳君
松原喜之次君

決算委員

堂 森 芳夫君 松原喜之次君
加藤 清二君 高田 富之君

(常任委員補欠選任)

一、去る三日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

大蔵委員

中會根康弘君 竹本 孫一君
小山 省二君 佐々木良作君

建設委員

中會根康弘君 玉置 一徳君
片島 港君 中會根康弘君

予算委員

小山 省二君 佐々木良作君
玉置 一徳君 中會根康弘君

農林水産委員

佐々木更三君 下 部 政巳君
通信委員 佐々木更三君

建設委員

下 部 政巳君 佐々木更三君
佐々木良作君 玉置 一徳君

予算委員

松原喜之次君 玉置 一徳君
高田 富之君 佐々木良作君

決算委員

加藤 清二君 高田 富之君
堂森 芳夫君 松原喜之次君

(条約提出)

一、去る三日、内閣から提出した条約は次の通りである。

航空業務に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定の締結について承認を求めめるの件

(議案提出)

一、去る三日、議員から提出した議案は次の通りである。

競馬法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(笹山茂太郎君外二十三名提出)

一、去る三日、内閣から提出した議案は次の通りである。

総合エネルギー調査会設置法案

一、昨四日、内閣から提出した議案は次の通りである。

所得税法及び法人税法の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律案

(国庫債務負担行為総調書受領)

一、昨四日、内閣から次の総調書を受領した。
昭和三十九年度一般会計国庫債務負担行為総調書

(議案受領)

一、去る三日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案

(条約付託)

一、去る三日、委員会に付託された条約は次の通りである。

航空業務に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定の締結について承認を求めめるの件

(議案付託)

一、去る三日、委員会に付託された議案は次の通りである。

総合エネルギー調査会設置法案(内閣提出第一一一号)

商工委員会 付託

一、去る三日、予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案(秋山長造君外四名提出)

参法第八号(予)

文教委員会 付託

一、昨四日、委員会に付託された議案は次の通りである。

農地被買収者等に対する給付金の支給に関する法律案(内閣提出第七七号) 内閣委員会 付託

所得税法及び法人税法の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律案(内閣提出第一一二号)

大蔵委員会 付託

競馬法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(笹山茂太郎君外二十三名提出、衆法第六号)

農林水産委員会 付託

昭和三十九年度一般会計国庫債務負担行為総調書

決算委員会 付託

(議案送付)

一、去る三日、参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

昭和四十年年度一般会計予算

昭和四十年年度特別会計予算

昭和四十年年度政府関係機関予算

一、昨四日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

競馬法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(笹山茂太郎君外二十三名提出)

(答弁書受領)

一、去る二日、内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員横山利秋君提出高速度鉄道の準拠法

規に関する質問に対する答弁書

高速度鉄道の準拠法規に関する質問主意書 右の質問主意書を提出する。

昭和四十年二月二十三日

提出者 横山 利秋

衆議院議長 船田 中殿

高速度鉄道の準拠法規に関する質問主意書

高速度鉄道は各都市ともその路線の多くが道路下に敷設されている現状であるが、これに対し

準拠法規を軌道法、地方鉄道法のいずれに求むべきかは、かねてより懸案の問題である。この件に

ついては、すでに大正末期より関係各省(鉄道省、内務省)間に見解の相違があり、再三調整の

ため協議が行なわれたが、今日に至るもなお、結論に達していない。そのため各事業者は道路下に

敷設する高速度鉄道の建設にあつて、諸般の事情によりあるいは軌道法、あるいは地方鉄道法に

準拠している。前者の場合は運輸、建設両省の全面的共管であり、後者の場合にも、ほとんど同一

の許認可手続を両省に対して行なう必要があり、

行政手続が繁多に失し、かつ長期を要することは

いかならない事実であつて、この間の事情に關して

は、さきに発表せられた臨時行政調査会の答申に

よるも明らかである。

そもそも高速度鉄道を道路下に敷設する場合、

軌道法、地方鉄道法のいずれに準拠するとして
も、現今の大都市における高速度鉄道のあり方は
もはや大正時代に制定されたこれ等の法律が対象
として意図した範ちゆうをはるかにこえるもので
あつて、このこと自体根本的に検討されるべきで
ある。

すなわち、最近における高速度鉄道の整備状況
ならびに将来の建設計画から見てこれを従来のご
とく軌道もしくは地方鉄道の一特殊形態として処
理すべきではなく、当然独自の立法のもとに時宜
に適した行政指導を行なうことこそ、高速度鉄道
の整備を促進する方策と思料される。

したがつてこの際、運輸、建設両省は早急に本
件に關し意見の調整をはかり都市高速度鉄道を対
象とする独自の新法を制定する意向があるか。

右質問する。

昭和四十年三月二日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

衆議院議長 船田 中殿

衆議院議員横山利秋君提出高速度鉄道の準拠

法規に關する質問に対し、別紙答弁書を送付す
る。

〔別紙〕

衆議院議員横山利秋君提出高速度鉄道の準
拠法規に關する質問に対する答弁書

最近における都市内高速度鉄道の社会生活に及
ぼす影響の重要性にかんがみ、道路下に敷設される
高速度鉄道をも含めた都市内高速度鉄道全般につ
いてこれを規制しうる新規立法を制定することに
ついては、今後関係各省において、他の交通機関
との関連、都市計画、道路利用との関連等の見地
から十分検討を加えるものとしたいたいが、これ
については、相当の日時を要するとみられるの
で、当面関係各省間の連絡調整を密にする等行政
運営の是正改善に努めるものとしたしたい。

右答弁する。

航空機工業振興法の一部を改正する法律案

(内閣提出)に關する報告書

一 議案の要旨及び目的

日本航空機製造株式会社は、現行航空機工業
振興法に基づいて、昭和三十四年に設立され、
中型輸送機YS-11の製造事業を行なつてきた
が、昭和三十九年に試作を完了して量産体制に
入り、昭和四十年三月以降量産機の販売を進め

る予定である。

本会社は、量産資金の大部分を政府保証の社
債によつて調達してきたが、現行法で定められ
た社債発行限度ではすでに社債発行余力が乏し
く、昭和四十年年度以降の資金調達が困難になる
ことが予想される。

本改正案は、このような事態にかんがみ、本
会社の社債発行限度が、資本および準備金の総
額または最終の貸借対照表により会社に現存す
る純資産額のいずれか少ない額の「二倍」となつ
ているのを「十倍」に引き上げるものである。

なお、本法は、公布の日から施行する。

二 議案の可決理由

本案は、日本航空機製造株式会社の業務運営
の円滑化を図り、輸送用航空機の国産化を促進
するための措置として、妥当なものと認め、こ
れを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しては、別紙のごとき附帯決
議を附することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和四十年年度一般会計予算算総則に、日本
航空機製造株式会社の公算する社債につき、総
額四十二億円及びその利息に相当する金額を限
度として政府が保証することができる旨が定め

られている。

右報告する。

昭和四十年三月二日

商工委員長 内田 常雄

衆議院議長 船田 中殿

〔別紙〕

航空機工業振興法の一部を改正する法律案
に対する附帯決議

政府は、本法施行にあたり、左の点につき十分
配慮すべきである。

一、国内航空路線にはYS-11を優先的に採用さ
せるとともに、航空機の国際的売込み競争の実
情を勘案して、YS-11を購入する国内航空会
社に対する前払金の低利融資その他販売条件に
關して格段の指導を行なうこと。

二、YS-11の輸出を促進するため、輸出版売条
件その他について積極的な施策を講ずること。

衆議院會議録第十二号中正誤

ハシ	段行	誤	正
一〇	二	委員長	委員長
一〇	四	関係大臣	関係各大臣
一五	三	格般	助成
一五	三	格般	格段

昭和四十年三月五日 衆議院會議録第十四号

二四六

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価 一部 二十五円 <small>(ただし良買紙は三十円)</small> <small>(送料共)</small>
発行所 東京都港区赤坂美町二番地 大藏省印刷局 電話 東京 五八二 四四二一(六代)